

## 長岡市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託 簡易評価型プロポーザル実施要領

長岡市（以下「本市」という。）が実施する「長岡市生活困窮者自立相談支援事業等（以下「本事業」という。）業務委託に係る事業者委託候補者の選定に関し、この要領に基づき、企画提案の選定を行う簡易評価型プロポーザルを行います。

### 1 委託業務の概要

#### (1) 業務名

長岡市生活困窮者自立相談支援事業等業務

#### (2) 業務内容

「長岡市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託仕様書」のとおり

#### (3) 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

#### (4) 提案上限額

金40,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

内訳

ア 自立相談支援事業及び住居確保給付金 38,900,000円

イ 家計改善支援事業 1,100,000円

①この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すものです。

②応募企画に関する提出書類の見積書金額は、上記提案上限額を超えないでください。

③本事業業務委託は、議会議決を経て決定する令和3年度予算の範囲内で、令和3年4月1日に締結する委託契約により決定します。上限額以内の提案であってもこの支払いを保証するものではありません。

#### (5) 支払方法

次の時期に概算払を行います。

支払時期		支払金額
第1期	契約締結後	委託料の45%を上限とする
第2期	令和3年10月	委託料の45%を上限とする
第3期	令和4年3月	委託料の5%を上限とする

なお、実績に基づき精算を行い、返還を求める場合があります。

## 2 参加資格要件

当該プロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要します。

- (1) 生活困窮者自立支援法施行規則第9条の規定に該当する者であること。
- (2) 長岡市内に本店、支店又は活動拠点事業所を有するものであること。
- (3) 委託契約における受託者として、契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること。
- (4) 本事業の目的を理解し、仕様書に示した事業実施ができること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札の参加者の資格）に該当しないこと。
- (6) この公告の日から本業務契約締結の日まで、長岡市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (8) 法人税、県税、市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 参加表明書の提出について

当該プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出してください。

- (1) 提出書類 参加表明書（別紙様式1）
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期限 令和3年1月15日（金曜日）午後5時まで（必着）
- (4) 提出方法 提出先へ持参又は郵送（配達確認ができるもので、提出期限までに必着とします。）
- (5) 提出先 問い合わせ先に同じ

## 4 質問書の受付及び回答（参加表明書提出者のみ）

このプロポーザルに関する質問の受付及び回答については、次のとおりです。

- (1) 提出様式 質問書（別紙様式2）
- (2) 提出方法 電子メールでお送りください。（必ず着信を確認してください。）  
電話による質問は一切受け付けません。

- (3) 受付期間 令和3年1月6日(水曜日)から令和3年1月20日(水曜日)午後5時まで(必着)
- (4) 回答方法 令和3年1月25日(月曜日)までに、参加表明書を提出された全ての事業者電子メールにて回答します。

## 5 提案書の提出について

当該プロポーザルの提案書は、次のとおり提出してください。

- (1) 法人の概要(別紙様式3)
  - ア 添付書類
    - ①直近1年の法人全体における収支決算書
    - ②その他法人の概要が分かる資料、パンフレット等
- (2) 企画提案書(別紙様式4)
  - ア 仕様書を踏まえ、以下の項目について記載すること。
    - ①事業の実施方針等に関する事項
    - ②事業の実施体制に関する事項
    - ③生活困窮者自立相談支援事業の実施内容に関する事項
  - イ 参加者は、1つの提案しか行うことができません。
  - ウ 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めません。
- (3) 見積書(別紙様式5)
  - 見積金額は、委託期間中の総額(1か年分)とします。
- (4) 提出部数 正本1部 副本9部(副本のうち1部は、審査業務の都合上、コピーが可能なように製本しないでください。)
- (5) 提出期限 令和3年2月1日(月曜日)午後4時まで(必着)
- (6) 提出方法 提出先へ持参
- (7) 提出場所 問い合わせ先に同じ

## 6 選定方法

提案者による提出書類に基づくプレゼンテーションを実施し、別に定める委員で構成する選定委員会において審査を行い、委託予定事業者を決定します。なお、審査内容に係る質問や異議及び公表前の審査結果についての問い合わせは一切受け付けません。

- (1) 日程・場所 令和3年2月8日(月曜日)
  - ※詳細は提案者に対し別途通知します。
- (2) 審査方法
  - ①プレゼンテーションの持ち時間は20分以内とし、この後委員から提案者に対し質疑を行います。(質疑は10分程度)
  - ②提出した企画提案書以外の資料の配布やパワーポイント等の使用は認めま

せん。

③出席者は1事業者につき、2名までとします。

(3) その他

提案者が1事業者の場合であっても選定委員会での審査を実施します。

## 7 選定結果通知

(1) 選定結果は、参加者全員へ通知します。

(2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができます。

(3) 選定結果については、長岡市ホームページにおいて公表します。

## 8 スケジュール

募集スケジュールは、次の日程で行う予定です。(変更する場合があります。)

公告	令和3年1月6日(水)
参加表明書提出期限	令和3年1月15日(金)まで
実施要領等に関する質問の受付	参加表明書提出日 ～令和3年1月20日(水)まで
実施要領等に関する質問の回答	令和3年1月25日(月)まで
応募書類提出期限	令和3年2月1日(月)まで
プレゼンテーション、ヒアリング	令和3年2月8日(月) (詳細は参加者に別途通知)
選定結果通知	令和3年2月中旬
優先交渉権者との契約締結交渉	令和3年2月中旬～3月
委託契約の締結	令和3年4月1日(木)

※実施要領等、様式は長岡市ホームページからダウンロードできます。

## 9 契約に関する事項

(1) 契約方法

本市は、委託予定事業者と委託契約の締結交渉を行い、前記1(4)の提案上限額の範囲内で契約を締結します。その際、提案内容の一部を変更することがあります。

なお、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがあります。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議のうえ契約を締結する場合があります。

(2) 契約保証金

本業務契約における契約保証金は、免除します。

## 10 業務委託開始前における準備態勢・実施事項

業務契約は、令和3年4月1日開始です。委託事業者は、長岡市と連携しながら、円滑な委託業務開始に向けて必要な準備を行うものとしします。

## 11 その他の留意事項

- (1) 企画提案書の作成、ヒアリング等に関する経費及び提出に関する経費は、提案者の負担とします。
- (2) 提出された企画提案書については、提案者に無断で使用しないものとしします。
- (3) 企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において提案者に通知することなく複製を作成する場合があります。
- (4) 提出された書類は返却しません。
- (5) 参加表明書提出後に辞退する場合は、書面にて提出してください。(別紙様式 6 応募辞退届)
- (6) 次に該当する場合は失格又は無効とします。
  - ア 実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者
  - イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
  - ウ 期限後に企画提案書を提出した者
- (7) この仕様による事務を処理するにあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行うものとしします。

## 12 問い合わせ先

〒940-8501

新潟県長岡市大手通1丁目4番地10

長岡市福祉保健部生活支援課

生活困窮者自立支援制度担当

TEL 0258-39-2338

E-Mail seikatu@city.nagaoka.lg.jp